

第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会【催事広報】実施計画策定業務委託

プロポーザル実施要領

令和2年8月

第12回全国和牛能力共進会鹿児島県実行委員会

1 趣旨

この要領は、「第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会催事広報実施計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）において、公募型プロポーザル方式により、委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会催事広報実施計画策定業務委託

(2) 業務目的

令和4年度に開催される第12回全国和牛能力共進会について、令和元年度に策定した「第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会基本計画」を踏まえ、具体的な実施計画の作成を委託する。

催事広報については、安全で円滑な運営を基本とし、共進会の意義・目的の尊重、及び鹿児島県の魅力を発揮できる大会の催事運営、和牛関係者の参加意欲の向上と一般消費者の来場への関心を高める広報の計画を作成する。

また、会場における家畜伝染病等の感染予防に必要な対策を計画する。

(3) 業務内容

「第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会催事広報実施計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期限

令和3年11月30日（火）まで

3 プロポーザルの参加資格要件

参加者は、共同企業体を構成し、本県内に本社を有する事業者を1者以上構成員とすること。また、代表構成員は下記に掲げる全ての条件を満たし、構成員については、(1)から(3)までの要件を満たすこととする。

なお、一提案者が複数の企画提案をすること、および代表構成員またはその他の構成員として複数の提案をすることはできない。

(1) 鹿児島県の競争入札参加資格があること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者

イ 鹿児島県税等を滞納している者

ウ 民事再生法（平成11年法律第255号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく手続を行っている者

エ 企画提案参加申込書提出時点で鹿児島県の指名停止の措置を受けている者

オ 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」第3条の規定に該当する者

- (3) 当該業務の円滑な履行が出来る体制が整備できること。
- (4) 過去に類似した業務の受託実績があること。又は、皇族が御臨席の全国規模博覧会等の実施計画策定業務の受託実績があること。

4 プロポーザルのスケジュール（予定）

- | | |
|----------------------------|---------------|
| (1) 企画提案書作成等に関する説明会参加申込期限 | 令和2年9月17日（木） |
| (2) 企画提案書作成等に関する説明会（予定） | 令和2年9月24日（木） |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和2年9月30日（水） |
| (4) 企画提案への参加申込期限 | 令和2年9月30日（水） |
| (5) 企画提案への参加資格通知 | 令和2年10月6日（火） |
| (6) 企画提案書作成等に関する質問への回答（予定） | 令和2年10月8日（木） |
| (7) 企画提案書の提出期限 | 令和2年10月19日（月） |
| (8) 企画提案書の選考（プレゼンテーションの実施） | 令和2年10月29日（木） |
| (9) 選考結果の通知（予定） | 令和2年11月上旬 |

5 企画提案書等の作成に関する説明会

本業務の企画提案書等の作成に関する説明会を次に掲げる内容により実施する。

- (1) 開催日時 令和2年9月24日（木）（予定）
- (2) 開催場所 ※別途通知を行う。
- (3) 説明内容
 - ア 本業務の概要について
 - イ 企画提案書等の作成について
 - ウ 質疑応答
- (4) 参加申込方法
 - ア 指定様式（様式第1号）を用いて、FAXまたは電子メールにより申し込むこと。
なお、説明会への出席者は2名以内とする。
 - イ FAX番号・電子メールアドレスは、次のとおりとする。
FAX番号：099-286-3250
E-mail：12zenkyo@pref.kagoshima.lg.jp
 - ウ 申込期限 令和2年9月17日（木）正午（必着）

6 企画提案書等の作成に関する質問及び回答

本業務の企画提案書等の作成に関する質問及び回答の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受付期間 公募開始日から令和2年9月30日（水）午後3時まで
- (2) 提出方法
 - ア 指定様式（様式第2号）を用いて、FAXまたは電子メールにより提出すること。
（FAXまたは電子メールを送信した場合、着信を確認すること。）
電話番号：099-286-3268
 - イ FAX番号・電子メールアドレスは、上記5（4）に同じ。

ウ 電話や口頭、受付期限後の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年10月8日（木）までにホームページに公開する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

【ホームページのURL】

<https://www.pref.kagoshima.jp/ag35/12th-zenkyou-proposal-pr.html>

7 企画提案への参加申込

本業務の企画提案への参加申込手続きについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類

- ア 企画提案参加申込書（様式第3号及び別紙）
- イ 参加資格確認申請書（様式第4号及び別紙）
- ウ 類似業務の受託実績確認資料（任意様式）
- エ 共同企業体協定書（様式第5号）
- オ 共同企業体に関する委任状および使用印鑑届（様式第6号）

(2) 提出期限 令和2年9月30日（水）午後5時まで

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先

- ア 名称 第12回全国和牛能力共進会鹿児島県実行委員会（県庁農政部畜産課内）
- イ 住所 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
- ウ その他 持参の場合の受付時間は、閉庁日（土・日・祝日）を除いた平日8時30分から17時15分までとする。

(5) 資格結果通知

参加資格通知書（様式第7号）により令和2年10月6日（火）に通知する。

※不適合通知を受けた者は、本企画提案に参加することはできない。

8 企画提案書等の提出

本業務の企画提案書等の提出手続きについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類（各15部）

- ア 企画提案書（様式第8号）
- イ 企画提案内容調書（任意様式、A4版片面印刷、30ページ以内）
- ウ 業務工程表及び進捗管理方法（任意様式、A4版片面印刷）
- エ 参考見積書（任意様式、A4版片面印刷）
- オ 概算事業費内訳書（任意様式、A4版片面印刷）

(2) 提出期限 令和2年10月19日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 上記7（4）に同じ

(5) その他

- ア 提出された書類の返却、差替え、変更、取消し及び再提出には応じない。

イ 書類の提出後は、書類の内容等について説明を求めることができる。

9 プレゼンテーションの実施

本業務への企画提案内容を審査するため、次に掲げる内容によりプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日 令和2年10月29日(木)(予定)

(2) 実施会場 ※別途通知を行う。

(3) 実施方法

ア 出席者は1提案につき3人以内とする。

イ 1応募者あたりの持ち時間は、プレゼンテーション20分、企画提案審査委員との質疑応答10分、合わせて30分以内とし、第12回全国和牛能力共進会鹿児島県実行委員会(以下「実行委員会」という。)が指定する日程により事業者毎に個別に行うものとする。

ウ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。

エ プロジェクタ等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

オ 選定結果の通知

(ア) 審査終了後は速やかにすべての企画提案書提出者に選定結果を通知する。

(イ) 審査内容及び選定結果に対する問い合わせには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けられないものとする。

カ その他

企画提案者が多数となった場合は、予備評価として実行委員会事務局による書類審査によりプレゼンテーションの対象者を選定することがある。この場合においても、審査内容及び選定結果に対する問い合わせには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けられないものとする。

10 審査方法等

本業務の委託候補者は、次に掲げる方法等により選定する。

(1) 選定方法

実行委員会が設置する企画提案審査委員会において、提出された書類及びプレゼンテーションの内容について、審査基準(別表1)により、審査し、最も優れていると判断された企画提案者を委託候補者として選定する。

(2) 委託の規模

6,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)を超えない範囲とする。

※この額は事業規模を示すものであり、予定価格を示すものでない。

11 契約の締結

- (1) 上記10(1)により最優秀提案者となった者を委託候補者とし、詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書について実行委員会と協議・合意した後に委託契約を締結する。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。
契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (4) 前金払は委託契約金額の40%以内（ただし、契約相手方から前金の請求があった場合）の範囲で支払うことができるものとする。ただし、部分払いは行わない。
- (5) 本件に係る企画は、提案者の企画力を見るためのもので、提案者が委託候補者として選定された場合においても、当該企画をそのまま採用するものではない。
なお、委託契約に当たっては、企画提案審査委員会における意見を踏まえ、選定された提案者と提案内容に沿って、契約についての協議・調整を行った上で、実行委員会と当該提案者双方が同意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

12 企画提案の失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (5) 審査の公平に害する行為があった場合
- (6) その他企画提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

13 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書等の提出後の変更、差替又は再提出は認めない。
- (4) 採択された企画提案書等は返却しない。
- (5) 委託契約に係る業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (6) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づく情報公開の対象となる。
- (7) 天災地変その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を委託できない場合がある。

別表1 審査基準

| 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
|--------|---|-----|
| 企画提案内容 | 基本計画（基本方針，コンセプト，催事計画等）などの理解度が高く，整合性が図られた提案となっているか。 | 10点 |
| | 仕様書の内容を踏まえ，取組方針がイメージできる具体例のある提案となっているか。 | 10点 |
| | 皇族の御臨席に相応しい開会式や鹿児島大会が提案されているか。 | 10点 |
| | 催事エリアおよび共進会会場における家畜伝染病等の感染予防に配慮し，具体例が提案されているか。 | 10点 |
| | 実行委員会との協議方法など，緊密な連携を図る提案がされているか。 | 10点 |
| | 会場設営，交通輸送，その他計画の策定業務との連携に配慮する提案がなされているか。 | 10点 |
| 事業の実行力 | 業務を適切に実施するために，必要な知識・経験等を有する職員が確保され，業務体制が具体的に提案されているか。 | 10点 |
| | 本業務と同種または類似の実績を有しているか。 | 10点 |
| | 業務工程計画及び進捗管理方法ともに妥当性が高く，実現可能な提案となっているか。 | 10点 |
| | 概算全体事業費は，主な仕様の内容を積算し，当該事業費の上限額と比較して，実現可能な提案となっているか。 | 10点 |